

【都市計画税の使途】

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。

令和2年度(2020年度)一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。

なお、決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

【歳入】

都市計画税 1,294,185 千円

【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,480,389 千円

(単位：千円)

事業区分		令和2年度 (2020年度) 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源等	
			国庫支出金	都支出金	地方債	その他		うち 都市計画税 充当分
都市計画事業	街路事業	150,000	24,750	15,825	103,600	0	5,825	825
	公園事業	144,256	0	48,085	0	0	96,171	0
	下水道事業	762,487	147,105	7,355	588,500	0	19,527	18,857
	小計	1,056,743	171,855	71,265	692,100	0	121,523	19,682
地方債償還額	一般会計	218,011	0	0	0	0	218,011	218,011
	下水道事業会計	1,205,635	0	0	93,000	0	1,112,635	705,995
	小計	1,423,646	0	0	93,000	0	1,330,646	924,006
合計		2,480,389	171,855	71,265	785,100	0	1,452,169	943,688

※一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,294,185
過充当額	350,497